

実施要領第3関係【定義】

Q1	対象となる公共サインとは何か？
----	-----------------

A：補助事業の対象となる公共サインは実施要領第3の第2号、第3号に定義されています。

県産材を活用し、文字、絵などの視覚的要素を媒体として、公共的な性格の強い情報を伝達する案内サインで、市町村等が設置するもののうち主として歩行者を対象とし、かつ、法令等により規格、基準等が定められていないものです。

また、その案内サインの種類は「長野県案内サイン整備指針」の歩行者用案内標識で区分される次の6種類を対象としています。

案内サインの種類		設置目的等
地図サイン	広域地図サイン	サインを設置した地域全体の概略案内を目的とし、比較的広い範囲を対象とした地図等を用いて案内するサイン
	周辺地図サイン	歩行圏の詳細な案内を目的とし、比較的狭い範囲の地域を対象とした地図等を用いて案内するサイン
誘導サイン	施設誘導サイン	目的となる施設又は地域への方向及び距離を示すもの
	位置サイン	目的となる施設又は地域の位置を示すもの
その他	説明サイン	施設等の内容を説明するもの
	規制サイン	歩行者等の行動を規制するもの

実施要領第4関係【対象事業】

Q2	どのような事業が補助の対象となるか？
----	--------------------

A：県産材を活用した次の点を満たす案内サインの制作で、製作と一体の設計は含みますが、設置に係る費用は含みません。

- ①観光地等に面的に複数設置する複数の言語による案内サイン
- ②「長野県案内サイン整備指針」（以下「指針」という。）に基づく表記やデザインを踏まえたもの
- ③モデル性が高く波及効果が期待できるもの

ただし、前記に関わらず下記の事業は対象事業としません。

- ①国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ②国又は県が出資する財団法人等から助成金を受けた事業
- ③宗教的活動に関する事業
- ④政治的活動に関する事業
- ⑤公序良俗に反する事業

## 実施要領第5関係【事業主体】

Q 3	補助事業を実施できる者は誰か？
-----	-----------------

A：市町村又は民間事業者等が対象です。

ただし、民間事業者等については次の条件を満たす必要があります。

- ① 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと。
- ② 政治的な活動を目的とする団体でないこと。
- ③ 補助事業に係る経費、製作する案内サイン及び設置に関し、適正な執行、管理を行うことができる団体であること。

Q 4	民間企業は補助の対象になるか？
-----	-----------------

A：対象になります。

ただし、Q3の条件を満たす必要があります。

また、公共的な性格の強い情報を伝達する案内サインであることが必要ですので、民間企業自身の宣伝を目的とした案内サインについては、補助の対象にしないものとして扱います。

Q 5	個人で事業を行っている場合は、事業主体になるか？
-----	--------------------------

A：対象になりません。

事業を行っていたとしても、個人の資産に資するものに本補助金を投じることは適切でないと考えるため、補助の対象にしないものとして扱います。

## 実施要領第6関係【補助対象経費、補助率】

Q 6	対象となる経費は何か？
-----	-------------

A：観光地等における県産材を活用した案内サインを製作するために要する経費で、事業実施主体の運営費及び人件費、食糧費並びに他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除きます。また、案内サインの設置費は含まれません。

具体的には次の経費が対象と考えられます。

- ① 案内サインの制作費
- ② 上記案内サインの制作と一体となった設計費、デザイン料

Q 7	補助対象経費に対する補助率は？
-----	-----------------

A：事業主体により次のとおりです。

- (1) 市町村 4分の3以内
- (2) 民間事業者等 2分の1以内

## 実施要領第7関係【実施計画書】

Q 8	事業主体が複数の種類の案内サインを設置することは可能ですか。
-----	--------------------------------

A：可能です。

案内サインの種類毎の設置する枚数が決定していれば、複数種類の案内サインの設置をまとめて応募することができます。

なお、複数種類の案内サインを計画した場合の、種類毎の補助金の流用は可能です。

Q 9	事業主体が複数の観光地等に案内サインを設置することは可能ですか。
-----	----------------------------------

A：可能です。

複数の観光地等に面的に複数の案内サインを設置することにより、県産材の魅力のアピールと外国人観光客等の利便性の向上が図られると考えられます。

なお、事業主体が所在する地域と案内サインが設置される地域で地域振興局が異なる場合は、設置する地域の地域振興局に、計画内容について予め御相談をお願いします。

Q10	案内サインの仕様書やデザイン案が決定していなくても応募できますか？
-----	-----------------------------------

A：応募できます。

ただし、案内サインの種類毎にそのイメージが分かる図面を添付してください。

なお、箇所決定された場合には、決定した仕様書やデザイン案を作成して、別途協議してください。

Q11	案内サインの設置予定箇所の地権者等の同意を得る必要はありますか？
-----	----------------------------------

A：同意を得る必要があります。

私有地では、地権者の同意が必要です。また、国、県、市町村が管理する箇所（道路敷、河川敷等）においては、施設管理者の同意又は協議の状況を確認のうえ計画書に記載してください。

Q12	案内サインの設置に必要な法令等の手続きは終える必要がありますか？
-----	----------------------------------

A：法的手続き

計画書を作成する際に、設置する箇所の法令等の手続きの要否について、その法令を所掌する国、県、市町村等に御確認ください。

法令等の手続きが必要な場合には、その内容と手続きに係る見通しについて御確認のうえ、計画書に記載してください。

Q13	制作した案内サインの設置の期限はありますか？
-----	------------------------

A：案内サインは制作後に速やかに設置してください。

ただし、次の何れかに該当する場合は事業完了日から6ヶ月以内に設置予定時期を設定することができますので、計画書にその旨を記載してください。

なお、設置が完了したときは速やかに報告書（様式第6号）を地域振興局長あてに提出してください。

- ① 製作完了時期が年度末になり、設置が翌年度になる場合
- ② 設置時期が行楽期のハイシーズンに重なり速やかな設置が困難な場合
- ③ 設置個所が残雪等により速やかな設置が困難な場合
- ④ その他、林務部長がやむを得ないと認める場合

Q14	事業に応募すれば、必ず補助金を貰えるか？
-----	----------------------

A：応募いただいた計画書については、補助金は、選定委員会において審査を行って事業採択します。

Q15	事業に応募したとき、案内サインの仕様書やデザイン案が決まっていない場合、デザイン料を込みで事業発注することができますか？
-----	--

A：案内サインの仕様書やデザイン案をデザイン料込で発注し、受注者に制作してもらうことも可能です。

事業に応募いただいたときに案内サインの仕様書やデザイン案が決まっていない場合や、審査の際に修正の指示を受ける場合があります。

その場合は、地域振興局長あてに早期着手協議書（様式第2号）を提出し、同意を得た後に事業発注し、受注者に仕様書やデザイン案の作成を依頼することも可能です。

作成された仕様書やデザイン案については改めて協議いただき、適当な場合は補助金額を内示することとなります。

なお、協議いただいた仕様書やデザイン案が適否判定を受ける前に、受注者が案内サインの制作に着手した場合、適否判定で修正を求めたときに手戻となる恐れがありますので、受注者に対し案内標識の制作については適否判定後まで着手を待つように指示してください。

#### 実施要領第 18 関係【財産管理】

Q16	事業により取得した、案内サインに関する管理責任は誰が負うのか？
-----	---------------------------------

A：補助事業者が負うものです。

本事業により制作した案内サインについては、善良な管理者の注意をもって、管理を行うことを補助条件にしています。

なお、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の案内サインについては、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間は、林務部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。

#### 実施要領第 20 関係【表示】

Q17	制作した案内サインについては、どのような表示をすればよいですか？
-----	----------------------------------

A：本事業は長野県森林づくり県民税を活用していますので、その旨を表示してください。

案内サインの見えやすい箇所に長野県森林づくり県民税を活用していることを表示するとともに、長野県森林づくり県民税の趣旨等の広報など PR に御協力ください。